

議会改革推進特別委員会分科会会議録

(議会改革の推進に関する事項)

1. 日 時 平成26年12月10日(水曜日)
午後1時30分～午後2時45分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 座長 岡山 隆 副座長
荒山光広 委員長 西岡 晃 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
坪井康男 委員 秋枝秀稔 委員
猶野智和 委員
4. 欠席委員
なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻登志枝 議会事務局企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
なし
7. 会議の次第は次のとおりである

午後1時30分 開会

○座長（河本芳久君） 皆さんこんにちは。議会改革の委員会をこれから開催いたします。今お手元には先般の協議した事項をまとめておりますのが、2枚綴りの資料でございます。それからこれを基にして、本日の審議事項について、お手元に配付しているとおりでございます。

少し訂正させていただきたいことが1件ございます。分科会については、小委員会を設けるということがございましたが、正式名称は議会改革の特別委員会の分科会と。その分科会があくまでも、議会改革の内容を審議するという形で小委員会とありますが、これは分科会とこういうふうに訂正させてもらったらと思います。今後はそういう形で統一したいと思います。

それでは、9月10日の報告がテープ起こしをして2枚まとめております。この概要については、特別委員会のほうに委員長報告をしております。そこで19番目の項目の中に、次回からの審議をしていこうという項目を挙げておられましたので、ここに要約、その要約したものを今回の審議項目として、6項目を挙げております。この6項目の中で、どこから手をつけて議会改革を進めていったらいいか、その辺の御意見を賜りたいと。全部この6項目をきょう審議することもできません。これは中の重点を決めて3月末までには提案ができる形、また議会に提出できる形にまとめるためにはどうしたらいいか、そのことも念頭に置きながら、まず最初に項目として、どの項目から審議していけばいいか、また調査していけばいいか、その辺のところについて、御意見を賜りたい。その前に本日の会の進め方、今提案しております進め方について御意見ございましたらお願いします。

この検討項目で一応これから進めるということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） それではこういったことが、これまでに確認されたこととして要約しておきます。それでは、議会運営に関する事項でこれから改革していきたい、行政視察、それから政治倫理に関する条例に関係する92条の2兼業の禁止について、それから議会と執行部との関わりがどうあるべきか、二元代表制の役割を十分果たしているかと、一般質問、議会基本条例、申し合わせ事項、これらについて改善し、また改革すべきところがあるかどうか、その他必要事項として挙げております。再三の意見の中に議員自身の意識改革が非常に大切であると。これは、当

然全体をチェックする中で議員の意識改革につながっていくのだらうと思いますので、皆さん方の御意見としてどの辺りから審議し、またこの委員会としてまとめていきたいか、その辺の御意見ございましたらお伺いしたいと思います。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） この議会が発足して、もうすぐ3年になると思うんですけど、発足当時に一番最初に議会が紛糾したのが、やはり政治倫理に関する条例、いわゆる92条の2の規定、兼業禁止ですよね。この問題から端を発して紛糾したというようなことになっております。

そこで、私達会派はいろいろ勉強させてもらって、ひとつこの92条の2兼業の禁止を含む政治倫理に関する条例を改定した案を一応つくりました。それについて、まず御審議していただきたいと。その理由としてはやはり、美祢市の議会議員の政治倫理に関する条例は、平成23年3月24日に施行実施されていますが、不備な事項も多く、この不備な事項というのが、基本的に解釈の違いによって、どう捉えるかというのが分からないというような曖昧なものになっているということで、不備な事項というふうに言われてもらいますが、特に地方自治法第92条の2については触れてないため、事あるごとに問題視、この事あるごとというのが、紛糾した時に事あるごとにこの問題が出てきて、議会がストップしてしまうようなことが、ここ2年半、3年近く経つ議会の中でありました。

この地方自治法第92条の2ですが、条文は普通公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負いをする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任者や取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれらに準じるもの支配人、及び清算人たることができないという規定でございます。この趣旨は、地方公共団体の議会の議員は請負い契約の締結に関する議決等に関わるなど、直接的、間接的に事務執行に大きく関与することがあります。議会運営の公正を確保するとともに事務執行の適正を確保するため、請負いなどの関係にたつことを禁止するものであるとされております。この2項のこれはなぜかということ、議決権のある議会議員が自分に関する契約を議決するということは公正さを保つことが困難であり、いわゆるいけませんよということではないかなというふうに思っております。繰返しますが、地方自治法の条文は地方自治体の事務の執行の適正化と議会運営の公正を確保するために議員個人が当該地方自治体と請負い関係などを持つことを禁

止します。また、当該地方自治体から請負いしている法人についても取締役になることを禁止しているものです。

従いまして、そこで美祢市においても、この議会改革の分科会の中で、真剣に政治倫理に関する条例を検討していただきたいということでございます。条例の第3条の2に市の契約に対する遵守事項として、92条の2の規定の趣旨を尊重した条文を追加導入し、公正公平な真に開かれた議会を市民に示すほうがよろしいかというふうに考えております。

また、時代の流れといいますか、全国的にも議員または親族の経営する企業の市の請負い工事、委託契約を禁止する条例の制定をする市町村がふえてきております。先日は広島県府中市のこの種の条例が、完全に兼業禁止をした条例を府中市がつくったんですが、憲法違反ではないかということで裁判になりまして、最高裁の法廷まで争われました。

しかし最高裁は、議会の公正な運営と市政への信頼を確保するため正当な規制であり合憲である。いわゆる92条の2を厳格に適用しても、それは憲法違反ではないというような最高裁の判例が出たということになっております。

また、6月議会で懲罰動議や解散動議を受けて、この騒動を受けて、この議会改革がこの委員会ができたと思っておりますが、今市民からは厳しくも期待を込めた目で議会を見られているというふうに思っております。市民の信頼を裏切らないためにも、政治倫理に関する条例の改定を行うべきというふうに思っております。

また今、私共の会派が美祢市の議会議員の政治倫理に関する条例の改定案を、一応案ですが作成しましたので、座長のお許しを得られれば、皆さんに配付して問題点等ございますか確認していただいて、議論の中に加えていただきたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

○座長（河本芳久君） 今、兼業の禁止に関わる条項を倫理条例の中に組み入れたらいかがだろうか、その背景について、またその改正案をどのようにしたらいいか、それはまだ出ておりませんが、こういった御意見がありました。一応92条の2項については検討するということがございましたので、他の議員さんたち、何か御意見があったら、しっかり承りたいと思います。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 本日座長より配られましたこの分科会の活動のメモですね。この6項目あります。いずれも大変抽象的な話です。兼業禁止規定以外は。だから

抽象的な話をいくら言い合ってたって結論出るもんじゃないんで、私はやっぱり議会の公正さ、あるいは執行部の事務の適正さと、こういうものに一番直結する倫理条例ですね。これをぜひ、やっぱり見直すべきだと思います。だから何をさて置いても、この件を私はやるべきだと、このように思います。

以上です。

○座長（河本芳久君） ほかに、ございませんですか。今倫理条例の中にこの92条の2を入れて、倫理条例を改正したらいかがだろうかと、これが一番我々の襟を正す道じゃないかと。このまま進めていいですか。何かこれに対して、そこまで踏み込めるかとか、具体的にいろいろこれを条例化することには支障が出るんじゃないかと、そういったことも十分踏まえてこれに委員会として、それを踏まえた中で、さらに必要であるから提案するという形になるかと思えます。その辺の御審議をお願いします。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 政治倫理条例につきましては、美祿市議会の政治倫理に関する条例ということで、平成23年3月24日に条例第13号でつくられております。今それで西岡委員の、国において92条の2兼業の禁止に関して最高裁までいろいろ争ったということで、なかなかこれそこまで争っていくような事案というと、なかなかそれをこの条例の政治倫理条例の中に入れるというのはちょっとよく分からないんですけど。具体的に兼業の禁止、何パーセントまでそういったところの数字を示すんかどうか、それがよく分からない。その辺をちょっと説明してもらいたい。

○座長（河本芳久君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 私共の会派が案としてつくったこの改正案を配らせていただいて、まずそこから説明させてもらいたいんですけど。そこはどうでしょうか。

○座長（河本芳久君） 今配付される前に、一応倫理条例の中に92条の2を入れるための必要性というものを共通理解した中で、そして多数のものは、それは必要であると。そこまで一応明記しておくことが議会の襟を正す道だということになれば当然配っていただく。ちょっと、その辺をもう少し御意見を。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 92条の2は当然やるべきだと思います。24年の4月でしたかね、3月でしたかね。これでやるべきだということも、共産党は申し入れ書も出してあります。これをしっかりとやるべきだと思いますので、お願いいたします。審議します。

○座長（河本芳久君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 旧美祢市においては、平成19年6月議会において美祢市長の政治倫理に関する条例案が賛成多数で可決され成立しています。この条例は同年の3月議会にも提案され、総務企業委員会で可決されましたが、本会議で賛成少数で否決されました。しかし6月議会では修正され、再度提出、可決、成立したとお聞きしています。なぜ、それほど難産だったのか調べてみますと、地方自治法第142条の長の請負等の禁止規定に関連し、この条例の21条において市長その配偶者、もしくは市長の一身等以内の親族が役員をしている法人、または市長が実質的に経営に関わる法人、携わる法人は地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、市もしくは市の出資法人との間の工事、製造、その他の請負契約、業務の委託契約、及び物品の購入契約、またはこれらの契約の下請け、もしくは再委託に関する契約を締結してはならないと規定されています。当初、この条項は二身等以内の親族となっていましたが、一身等に改正され可決成立しています。しかしながら、残念なことにこの条例は平成20年3月20日の1市2町の合併と同時に失効しています。

この条例制定に関して様々な意見があったようです。市長に対してこのように制約をするのは厳しすぎるのではないかという意見、21条は請負工事をする者が市長になれないという条例ではなく、市長になったら請負工事ができないと解釈すればいいのではないか。議員の政治倫理条例は、地方自治法92条の2を外しているが、市長には142条を適用している。議員の条例も公平かつ平等であるものにしてほしい。ということは、議員の政治倫理条例にも92条の2を入れてほしいというふうな意見もあったようです。

合併前の旧美祢市では、このような議論がなされてから今現在7年以上が経とうとしています。有権者の主張、議会に向けられてる目は一層厳しくなっており、私たち議員も一人ひとりが襟を正さなければならない時期にきていると思います。全国的にも議会改革が進み、92条の2を盛り込んだ政治倫理条例もふえてきており、このたびの最高裁判決も考慮して、美祢市議会の政治倫理に関する条例の改定を切に私は望みます。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今のように歴史的な背景、美祢市長に対する請負等の禁止、

そして合併後この条項が廃止されたように、当然そういった背景を経て市長、議員ともに同列で兼職兼業についてはありますので、再度これは確認の意味で検討し、議会として襟を正していくべきではないかと、こういう提案ですが、このことについて、過去の経緯についてはその当時の議員としては美祢市の議員以外にはそういった経緯を知らないわけですが、この辺のところをちょっと確認しておきたいんですが、どうですか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私はその当時は議員ではありませんでしたが、実は私は議員になろうと思ったのは、これに関連する議論がめちゃくちゃな議論が行われてるんです、当時。会議録を見ましたら、私の名前までも出てるんですよオブズマンの。ここに今会議録持って来ていますんで、皆さんご覧になりたければ差し出しますけどもね。この時、要するに市長は襟を正すべきだと。市長たる者が市と契約関係にある何らかの形で、それはもうあってはならない話なんで。言うなら当然のことを入れようとしたんですが、一番この時問題になったのが、皆さん御存じかどうか上乘せ条例禁止という憲法94条ですかね、条例は法令の範囲内ではしか定めてないという規定があるんです。それ以上超えて条例、憲法の規定を超えて、あるいは法律、例えばこの場合92条の2ですよ。それを超えた厳しい条例は制定してはならんと憲法違反なんだと、こういう議論なんです。その時に私は実は、最初二身等以内の人が何らかの市との契約関係であるならば、そういう人は市長になっても辞めなきゃいかん。あるいは契約を辞めなきゃいかんと、それはちょっと行き過ぎではないかと。先ほどおっしゃったように、契約してはならんというこれ条例なんです。契約してはならんという条例、まぎれもなくこれ憲法の二十何条ですか。契約の自由とか職業選択の自由とか、それに反してるから私は反対したんです。そのことはある議員さんを通じて主張してもらったら、何とか2が1になっちゃったという、そういう経緯です。

そういうことですので、そういうことはしてはいかんけれども、先ほど山中委員さんおっしゃったように、今回ある規定を加えた政治倫理条例にね、それはやっぱり憲法違反、つまり法令の範囲を超えて制定された疑いがあるということで裁判になったわけです。最高裁はそれはもう抵触しないということになったんで、私はやっぱりこの点を踏まえて美祢市でやるべきだと。

一番市民の疑惑を招くのは議員が議員たる職権を利用して、何か執行部と変なこ

とすると、そこなんです。だから、私は議員としての襟を正す意味では、今の政治倫理条例は中途半端です。何度も私が92条の2きちんとやるべきだと言ってもおかしい話で、それは全員協議会か何かしらんけど全員抵触しないんだと、とぼけたことをおっしゃる議員さんもいらっしゃいます。そういうものにきちんと襟を正してきちんとした条例をつくるべきだと思います。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今、法律、憲法これを超えた条例はやはり効力を発揮しない違法という見解、しかし92条の2について、いわゆる兼職兼業を禁止する条例を制定し、これを制定することについては、法を超えてないというような見解で、これを制定をしようとする。(発言する者あり) 倫理条例の中にはこれは触れてないです。触れてないから、これを条例を改正してこれをこう入れるということに今意見が出ておるんです。そうすると、美祿市議会では請負業者として仕事をするのは、まずできませんよ。こういうことになりますね。そのことについて、襟を正すためには、当然この改正をやるべきだと。特に議員が職権を利用して、やはり疑惑を招くような行為をするということはこれはいいことではないし、あってはならない禁止条項だからということでございます。はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 今の座長の話はちょっと正確じゃないんですよ。これ契約してならんじゃないんですよ。とにかく今用意されてるあれがどうなってるか私見たいですよ。それを見ずして、いい加減な議論をすべきではないです。皆さんいいんじゃないんですか。反対ですか。

○座長（河本芳久君） ちょっと配る前に——入る前にそういったものの共通……

○委員（坪井康男君） 92条の2があれだけ問題になってるんですから、これ。この分科会でやろうねってなってるんですから。

○座長（河本芳久君） だから入る前にそういったものを、まずこの委員会で審議しますよという確認をとっておる。

○委員（坪井康男君） とってないじゃないですか。92条の2って。あなた配られた第3号に書いてあるじゃないですか。ちょっとおかしい座長。

○座長（河本芳久君） ほかに。はいどうぞ。

○委員（秋枝秀稔君） 私も西岡委員と同じ会派なんですが、議員というのは住民の代弁者として、住民全体の利益を第一に考える最大の責務と責任があると思います。

従って、市が発注する事業、物品の購入などについては、議員自身に公平公正さを強く求められているのは当然とっております。議員が経営する企業が、市発注事業などを請負ったり、委託を受けることについては、多くの住民の方がこれに疑問を持っておられます。公共事業、物品購入などの予算を審議して議決するのは議会の議員でありまして、その議員や親族が市との事業契約をするのはおかしいと考えるのは極めて常識的なことだと思います。やはり、ここは申し合わせではなく、きちんと文書に記録書いて皆で守ると、こういうことを考えんとやはり文章としておかんと、やはりなかなか守られんということになると思います。ここは、条例を改定するのは一番の筋ではないかというふうに思います。

○座長（河本芳久君） ほかにございませんですか。いわゆる重要な案件でございますから。これはもうやりますよと、そういうふうに今の意思が固まれば、これ当然特別委員会では、これ重要課題として、まず議会改革の大きな柱として改正をするということになると思います。はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） この92条の2の問題につきましては、冒頭に西岡委員さんがおっしゃったように、ことごとく美祢市議会が空転したり、がたがたなるのはこの問題なんです。何回も議長のところにも92条の2についてきちんと決着をなさないと、議長も約束をしてることなんです。私は皆の議長以下の共通事項だと思いますよ。だから、もうそんなに入口でせんで、皆さん絶対に見ないとおっしゃるんなら別ですけど、これもうやるべきじゃないんですか。早く見せてもらいたいですよ、どんな内容なのか。問題はそれからですよ。

○座長（河本芳久君） それじゃ、もういろいろ議論はありますが、まだ皆さん出ておりませんが、皆さん方の御意見いかがですか。提案資料を配付してもらって、それをこれから審議するというのでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） いいですか。はい、それじゃ、出してください。

それでは、西岡委員から今改正提案が出されましたので、一応どの項目がどのように改定されるべきかというのを御説明願いたいと思います。

○委員（西岡 晃君） これは、平成23年3月24日に美祢市議会議員の政治倫理に関する条例が制定されました。それを基に改訂案をつくっております。皆様のお手元に配った赤字に書いてあるところが、基本的に私共が改訂をした場所でございます。

ます。第1条はそのままとして、第2条については議員及び市民の責務というところを1条追加させていただきました。

次に2ページ目にいかせていただいて、ここが先ほどからの大きな改正案の内容の部分になるかというふうに思っております。第3条の2に、市の契約に対する遵守事項ということで、改定案の内容を記載させていただいております。朗読させていただきますと、議員、その配偶者若しくは当該議員の2親等以内の親族（姻族を含む。）又は同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請け工事及び委託契約、指定管理者を辞退しなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りではない。2、前項に規定する議員が実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。（1）議員がその経営方針に関与している企業、（2）議員が報酬を定期的に受領している企業、（3）議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業。3といたしまして、前2項に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するように努めなければならない。4、前項の辞退届は、議員の任期開始の日又は第1項に規定する契約に関わる事業を開始することとなった日から30日以内に市長に提出するものとし、その写しを美祢市議会議長（以下「議長」という。）に送付しなければならない。というのが大きな項目であります。

後はずらずらとありまして、その最後の3ページ目に審査会設置ということで、これは改定のところはあるんですが、今までもありました。そこで、第6条審査会は、議長から審査を付託されたときは、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。（1）審査請求の適否、（2）第3条に規定する政治倫理基準又は第3条の2に規定する市の契約に対する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）の違反行為の存否、（3）美祢市議会において講ずべき措置があるときは、その講ずべき措置、2、審査会は、審査対象議員が審査会に出席して説明ができる機会を設けなければならない。3、審査会はその職務を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又は出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。4、審査会の委員は、本条第1項の審査に当たり、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務を政治目的のために利用してはならない。5、審査

会は、前条第1項の規定により審査を付託された日から起算して90日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。6、審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

次にいきまして、また追加の条文でございますけれども、審査結果の措置といたしまして、第8条に議長は、第6条第5項の規定により告を受けたときは、速やかに当該審査結果を請求者及び審査請求対象議員に通知するとともに、議会に諮り、これを市民に公表するものとする。2、議長は審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会に諮り次に揚げる措置を講じることができる。

(1) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること、(2) 議員の辞職勧告を行うこと、(3) その他議長が必要と認める措置、ということの追加条文を追加しております。これは、先ほど冒頭に御説明いたしました広島県の府中市が、最高裁でこの条例については合憲であると認められた内容をもとに作成しております。これについて、最高裁の合憲というふうに言うておりますので、なかなか重いものだというふうに思っております。

以上です。

○座長（河本芳久君） 改正案について、提案された説明がございました。この説明に対する質疑はございませんか。はい、どうぞ。

○議員（坪井康男君） 文言の訂正です。8条、議長は、第6条第5項の規定に告を受けたときはとなっておりますが、これはちょっと不自然なんで6条5項を見ますと、審査結果を議長に報告しなければならんとなっておりますので、おそらく第6条第5項の規定に基づき報告を受けたときはというのが正解だと思います。文言だけです。お願いします。

○座長（河本芳久君） ほかに何か質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美祢市議会政治倫理条例に関する改定案という形で、今説明がありました。この辺については、すぐここでなかなかそれぞれの意見をすぐ述べるとするのは、なかなか難しいところもあると思うんですね。ここでもある程度はしっかりとやっていかなくてならない問題でもあるんですけど、ちょっとこれそれぞれの会派に持って帰って、しっかりとこの辺についてどうなんかということ、やっぱり協議していくことが大事じゃないかこのように感じております。そうい

った対応が必要かなと思いますので、よろしく申し上げます。

○座長（河本芳久君） 今の意見聞いて、御意見ございませんか。持ち帰るということになる、この委員会がもう一遍開かれんと報告をすることができないということですか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の岡山委員さんのお話、よく内容が分からないんですけども、会派に持ち帰って審議して、それからどういうことなんでしょうか。

○委員（岡山 隆君） 審議してそれで挙がったものについて、改訂するべきであるのであれば、ここだけでどうせ次には、また議会改革で皆さんでやるのはやって、それなりの報告をされているとは思いますが、もうちょっとその辺をしっかりと広く協議することも大事かなということを感じました。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） まさにここは議会改革特別委員会の分科会ですよ。家に持ち帰ってどうのこうのというのはおかしいんじゃないですか。この場で決議案は勿論できません。だけど、明日、明後日あるじゃないですか。ちゃんと全体会議が。そこに出せば私はいいと思います。その席で皆さん御意見があればしっかりおっしゃればいいんであって、何か分かりません。まさにこの分科会でやり、議会改革特別全体委員会の全体会議でやることじゃないんですか。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（岡山 隆君） そのこのところを否定してるわけじゃないんですよ。だから、そういったところをしっかりと意思の疎通をしていくことが重要である。ここはここできょう見て、すぐぱっと結論なかなか……、だから皆さんそれぞれの意見を聞いていけばいいんであって、それをしっかりと全体的に今回出たことを中身を見ていくことが大事ということを申したんです。

○座長（河本芳久君） お互いに確認をしておきたいのは、議会改革に関わる事項について分科会で項目を定めて協議し、また慎重に調査し、結論を出したことは一応この会の意思として、分科会を代表して私のほうから報告すると、そういうひとつの提言、後もう一遍会派とかそれぞれの別なところでやるということではないと私は受け止めて、この会の座長を引き受けております。その辺はいいですか。あくまでもここで多数とって、それが議決されたというのではなくて、それを特別委員会に報告して、その中で議決を得て、いわゆる議会として、態度をはっきり今度は本会

議でしていくという、そういう三段階の手順があるんですから、今の段階から足踏みしとったんじゃ、前へ全然進まない。ここに与えられた権限というのはあくまでも、この委員会のひとつの方向性を出す、そういうことで審議しておるわけですが、いいですか。はい、どうぞ。

○委員（西岡 晃君） 前回のこの分科会でこの内容が次回審議しましょうということで報告がされたと思うんですよね。その内容について、約2カ月間この内容を他の項目もあります。多分会派の皆さん方、宿題として次回までにやっていこうということじゃないかなというふうに私共の会派、受け止めて勉強してきたんで、この92条の2に対してもそれぞれの会派で勉強したり、どういうことだということで話し合いされておられるんじゃないかなという認識で、今回この提案をさせていただいたということです。その内容を見られて、ここはこういうふうなことは、美祢市議会にはそぐわないよとか、私達の考えている92条の2の改定はこうじゃない。今のままでいいんだというような議論が今回されるべきかなというふうに思っております。でないと前回のじゃ次、何の項目について審議しようといった会がまた振り出しに戻ってしまうのかなというような気がしますので、やはり、もうそれぞれ2カ月近く勉強する時間をいただいておりますので、その辺を議論したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○座長（河本芳久君） 各委員さんたちの共通理解として、今西岡委員のほうから意見ございました。この意見にお互い了解ということでいいですか。これで今まで取り組んできた方向性だと思いますので、岡山委員いいですか。

○委員（岡山 隆君） 自治法で92条の2については、きちんと兼業の禁止等述べられておまして、それに当然違反したら大きな問題になるわけでありまして、それがもうベースであると。普通、法が決まったら後は条例に落とし込んで、その市に合ったような条例を通常は組立てていく。そういう形ですよ。今回がある面じゃ、そういう今回きょう初めて見たばかりなんですけど、そういう形で落とし込んできたものかなということは感じております。そこまで否定しているわけではなくて、そういった形での捉え方ということは認識しました。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今のお互いがこれをひとつ確認し、お互いにそういう方向にもっていこうと、決を取ることはしないでもいいですか。一応方向性、雰囲気として

この委員会で決まったことは、確認したことは特別委員会に報告すると。そこでまた、もんで、最終的には議決を得て、この条例を制定するかと、こういう手順で、これから進めますので、まずはこの叩き台としての案に対して、確認、質疑ございましたら承ります。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほど岡山委員さんのほうから、もう92条の2で、きちんとした法律の規定があるではないかと。しかもそれに関連して、ちゃんとした判例もあります。92条の2の規定は議員が個人であるならば、1円たりとも市と契約してはならんという規定ですよ。皆さん誤解があるかと思いますが。問題揉めるのは、議員がある会社の役員をしてると、その場合に揉めるんですよ。主として同一の行為をするという難しい条文なってますんでね。議員がある会社の役員をしてる場合には、その会社が市との契約が全体の50%を超えたら、もう抵触しますよという判例ですよ。これ非常に有名な判例です。それに関連した先ほど岡山委員さんおっしゃったと思いますが、私今回ね、実は判決書ちゃんと持って来てます。判決書って難しいからなかなか読みにくいんですよ。これ解説してあるやつがありましてね。こういう一節があるんですよ。今回の判例で一番大事なのはこうなってます。本件規定による2親等規制の目的はと書いてあるんですよ。議員の職務執行の公正を確保するとともに、議員の職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信感を招くような行為の防止を図り、もって議会の公正な運営と市政に対する市民の信頼を確保する。そこに、この府中市の条例が目的があるんだから合憲だと判断したんですよ。その前にこれが大事なんです。こういうのがあるんですよ。こういうふうな判例の、今回の判決でいいますと、本判決について注目すべきは、この判決が地方自治法92条の2の規制の潜脱が行われる。それ非常に重いつていうんですよ。つまり、会社の役員してるけれど代表取締役でなければいいじゃないかとか、ちゃんと役員はだめと書いてあるんですけどね。そういうふうに適当に、あるいは実質的な経営権を持ってるんだけど、何か参与とか何とかね、名前付けとけばそれが抜けられると。そういう92条の2の潜脱が行われる可能性の恐れ、それを防いだり、あるいは議員の職務執行の公正さが害される恐れがあるとか、市民の疑惑や不信の恐れがあるとかいろんなことがあって、こういう条例は結構ですと。別に憲法の規定に違反してませんという非常に重たい判例です。西岡委員、冒頭に時代の流れを反映した判決だとおっしゃいます。今までは50%以上か未満かそれだ

けだったんですよ。だけどそんなもんじゃない。というそういう判決になってますんで、この判決の趣旨をよく御理解いただけたらとこのように思います。

以上です。

○座長（河本芳久君） それじゃ、お諮りします。今のところこれが配られて、いろいろ論議しても、なかなかまだ納得いかないところもあるかもしれませんが、時間を与えて一応これを特別委員会に付託して審議してもらおうと、我々の分科会ではこの案を一応良しとして提出すると、このことで御了解いただければ、一番議会改革の柱にしていきたいと、こういうことでございますがよろしゅうございますか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） その際に必ず採決をとっていただきたいと思います。これを採用するかどうか賛否ですね。それを議決していただくということを付け加えていただけませんかでしょうか。

○座長（河本芳久君） あくまでも分科会で提案されたことについては、特別委員会でこれを審議し採択する、これは当然なことだと思います。当然これは審議事項として、採択することになれば、採択されたものは、本会議において議決される。条例として制定される。こういう筋道ですから、これはお互いの委員会つくった時の了解事項だろうと私は受け止めております。だから、当然この条例案については、特別委員会で再度審議を慎重にして、そして議決をしてくれと、こういうことは当然報告として述べております。ほかにこれに対する注文があったら言ってください。はいどうぞ。

○委員（猶野智和君） 今座長さんがおっしゃいましたこの分科会では、きょう出た意見を良しとして挙げるという、その言葉に私達も私自身は先ほどこれを配られたばかりで、まだ吟味する時間もそんなにないですし、ここの段階で今良しとまでは言いづらいところがあるので、挙げることには別にやぶさかではないんですが、ここだけでは審議というか結論は最終的に出ないので、上のほうの委員会のほうで御審議いただければなという形でしたら御同意できます。良しとしてという形で挙げられるとちょっと違うかなというような思いです。

○座長（河本芳久君） その辺どうですか。はいどうぞ。

○委員（西岡 晃君） 今猶野委員が言われたとおりだと、私も思います。内容を良しとするのではなくて、この提案を良しとして挙げていただくという形で、内容を

良しというのは当然この中だけで決められることではありませんので、私共の案として良しとして挙げていただきたいと、案としてですね。案は案として挙げてもらいたいということで、やはりこういった重い条例案でございますので、やはり全体の委員会で諮って、それぞれの御意見を聞かないと、この場でこれを決めるというのはあまりにもちょっとどうかなというふうに思いますので。ひとつの案として挙げていただいて、それを上の委員会で揉んでいただくと。もしその上の委員会に挙げるまでに対案があればまた、それも出されても私はいいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○座長（河本芳久君） これもう当然なことで、分科会に付託されたそれを検討して、分科会の意見としてこれを出していく。だから定数の問題についても定数の分科会で一応案としてこの案とこの案がいかがですかと、それを今度最終的には特別委員会が良しとするかどうか、それを議決をしようとする。最後は議決。そして、それを本会議に上程をしてから最終結論を出すわけですから、それは当然のことです。

けども、これをこの委員会で、反対が多いのになぜこれを提案したかということになってはいけませんので、座長として、これをとりまとめ報告するときには、これを提案するということが皆の了解でありましたということです。そういうことです。この委員会についても、全部が賛成がどうか分からないときには、やはり決を採って、ひとつのまとまったものを提案せんにやなりませんから、よろしゅうございますか。手順については、それでは、もうこの辺りで。山中委員。

○委員（山中佳子君） 先ほど第8条について坪井委員から指摘がありましたが、これは純政会がつくったものでして私が打ったんですが、ちょっとミス。先ほどの坪井委員が言われたのは文言が違いますので、ちょっと訂正してください。第8条を読みます。議長は、第6条第5項の規定により審査結果の報告を受けたときは、になります。もう1回言います。議長は、第6条第5項の規定により審査結果の報告を受けたときは、よろしいでしょうか。

以上です。

○座長（河本芳久君） 4ページの第8条です。脱字があったということで。それじゃ、きょうの一番大きな議会改革の柱になるであろうとする政治倫理に関わる条例の改定案が確認されましたので。

次に、議会運営に関すること、また議会と執行部との関わり、こういったところまで本日今から審議するかどうか、ちょっと御意見を。もう大きな柱だけ、山を越えたようですから。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それでは、本日の審議項目の1番ですね。議会運営に関する事項ということについて、ちょっと私の意見がありますので述べてよろしいでしょうか。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） じゃあ申し上げます。私が申し上げたいのは、議長の職務権限に関するちょっと重たい問題について発言をさせていただきます。この問題につきましては、既に9月26日の議会改革推進特別委員会の、この改革推進分科会において指摘したところではありますが、議会改革推進の上で大変重要なことであると、このように認識しておりますので、再度確認のため発言させていただきます。

その内容は、端的に申し上げて、地方自治法の趣旨から判断して、議長としての職務権限を逸脱しているのではないかとの疑いがある行為と、それに関連する事柄でございます。

議員の皆さんは既に御承知のように、議長は本会議場において、傍聴席に陣取る17名前後の美祢市の未来を考える女性の会と称する女性のグループに向かって、2度にわたり深々を頭を下げ陳謝されました。

一度目は、議員の懲罰動議、あるいは、議会解散の動議が出されました直後の6月30日に開催された6月定例議会の最終日の冒頭において、行われたものであります。傍聴席に向かっての陳謝の内容は、こういうことです。去る6月26日木曜日でございますけれども、多数の皆様の本会議の傍聴にお越しをいただき誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。その際、せっかくお越しいただいたにもかかわらず、本庁の階段のところ議員の中から傍聴に来られた女性に対し、不適切な言葉を申し上げたことで、御本人様及び多数の方が大変に不愉快な思いをされたと聞いております。このことに対しまして市議会を代表し——市議会を代表し、心からお詫び申し上げます。大変失礼しました。こういう内容です。

それから2回目の陳謝ですが、2度目は8月の25日に美祢市の未来を考える女性の会から、議長宛に提出された抗議文書を議長が受け取られた後の9月1日に開

催されました9月定例議会初日の冒頭において行われました。再び傍聴席に向かつての陳謝の内容はこういうことです。議会基本条例に基づき開かれた議会、市政の情報公開や市民参加を目指して、議会中継や議会報告会などの実施、並びに議会広報の発行など全議員の御理解と御協力を得ながら進めてまいりました。その結果、市民の皆様は市政に関心をお持ちいただき、多くの方々が議会の傍聴にお越しただいてるところであります。しかし、その方に対し議員が無礼極まりない発言をした——無礼極まりない発言をしたとのことであります。この件につきましては、さきの定例会の際にもお詫び申し上げましたが、改めてお詫び申し上げます。こういう内容です。以上2件の議長の陳謝に関しまして改めて問題点を3点指摘しておきたいとこのように思います。

まず1点目の問題は、議長が議員には全く事前に通知することも、また、相談することもなく、市議会を代表して心からお詫び申し上げますと、唐突にかつ独断で傍聴席の美祢市の未来を考える女性の会と称するグループに向かつて陳謝されたことであります。地方自治法第104条に議長の権限が定めてありますが、これには、普通地方公共団体の議会の議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表すると定められており、議長には議会を代表する権限が与えられておりますが、議長が市議会を代表して対外的に何らかの意思表示をする場合には、当然のことながら議員全員協議会や会派代表者会議等の場において、議員にその内容を諮り——議員にその内容を諮り同意を得ることが必須の要件であると考えます。

しかし、今回2度にわたって行われた美祢市の未来を考える女性の会に対して行われた陳謝は、議長の全くの独断によって行われたものであり、私はこのような議長の行為は、その職務権限を逸脱した違法なものであると認識しているところであります。

なお、この件につきましては、地方議会実務のエキスパートである野村稔先生の後輩にあたる全国都道府県議会議長会の内田一夫調査部長に電話で確認いたしましたところ、議長には独断で対外的に陳謝する権限はないとの明確な御回答でありました。

次に、2点目の問題は、議長陳謝の原因事実であります。本庁の階段のところ議員の中から傍聴に来られた女性に対し、不適切な言葉を申し上げたこと、及び、

議会の傍聴にお越しいただいてる方に対し、議員が無礼極まりない発言をしたと。この事実確認を全く行わず、美祢市の未来を考える女性の会の人達が主張するのを、伝え聞いたとする伝聞情報を鵜呑みにし、同会の主張を正当なものとして受け入れたうえでの陳謝である点でございます。

この件に関し、9月26日に開かれた議会改革推進特別委員会において、議長自身、次のように釈明されています。すなわち、議長が二回も陳謝したという言葉がありましたけれども、これはあくまでも御本人たち、当事者を含めましてそういう思いをされたという強い思いが私に伝わってまいりましたので、議長として市民の皆様へ陳謝したということでございます。どなたが言ったとかどういうふうに言ったとか、私も確かめませんでした。議長自身も事実関係を確認してないことも認めていらっしゃいます。無礼発言したとされる当事者の議員に事実関係を確認もせず、一方的に美祢市の未来を考える女性の会の人たちの主張を受け入れて陳謝するなど、議長としての見識が欠落しているとしか言いようがありません。

最後に3点目の問題です。今も撮影してますけどMYTが2度にわたる議長の陳謝発言に呼応して、傍聴席に陣取る美祢市の未来を考える女性の会の姿を通算して、13回もアップで写し出したことでございます。

この点に関しましては、この12月定例議会で私が一般質問した結果を踏まえまして、放送法第6条、放送番組審議機関、第5項の規定、すなわち、MYTの放送事業者である美祢市長に対し、傍聴席に陣取る美祢市の未来を考える女性の会の姿を通算して、13回もアップで写し出したのは、MYTが遵守すべき、自主放送番組基準の第1項③の政治経済の項に規定する、政治上の諸問題は公正に取り扱おうと、この規定に抵触するのではないかと。このような苦情の申し立てを市長あてに行います。そして、この申し立てをしますと市長は、第三者審議機関であります美祢市有線テレビ放送番組審議会において、審議をしてもらおうと。こういうことに相なっております。

以上の3点の問題について、指摘しておきますので、当分科会における今後の審査事項としていただきますよう、座長にお願いして私の発言を終わります。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、今坪井委員の発言は議会改革に関して、議長の権限、これを逸脱した行為があったと。要するにこういったことについては、議会の公正

な運営を図るためには、十分配慮してほしいと、こういう意見でございました。

だから、議会改革の中の議会のありようについて、今一度再考していこうじゃないかと。こういう提案でございます。で、まあ具体的な事例として、いま陳謝の問題が出ました。これについて、皆さん方御意見があればお伺いします。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（岡山 隆君） 今この件は議長もおらないし、議長もこのことを聞いたら、いろいろ反論があろうとは思いますがけれども。それでいろいろ相違が違うというものであれば、私はいろいろな意見があると思いがたけれども。その辺がもしあれば、名誉棄損なり、議長のほうへそういったところで言われて、ここの改革の部分についてはどうかと思います。

それとあと、傍聴席写した件につきましては、美祢市未来を考える会、その女性の会を写したということで、嫌な人をどんどん写したわけでもない。何遍も注意して写したら大問題になりますけれども。逆にいろいろ話聞くと、女性の会の未来の皆さんからは、もっと写してもいいよという、そういったことも聞いておりますので、こういったこともあったということをお話をさせていただきました。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今岡山委員の2番目の問題です。どんどん写してくれ、写してもええよと言うたから写したという話は一切しておりません。MYTはやっぱり公の放送機関です。政治的な問題ですよ、これは。政治的な問題です。だから一方的に美祢市の未来を考える女性の会だけを写すと、しかも議長が陳謝してる時に写したんですよ。そのことを私は申し上げてるんです。この放送の基準というのがあります。それにさっき申し上げたじゃないですか、政治的な問題は公平に扱われなきゃいかんと。その問題を言ってるんで、あなたのおっしゃることは全然的な外れなことをおっしゃってます。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いずれにしてもその辺は、ちょうどそういったことが大きなテーマとなったところのものでありますから、それはその時のMYTさんが判断されて写したのではないかと、このように思っておるところでございます。それとして、いろいろ見解の相違もありますけれども、そういった流れ上で、私は対応され

たと判断しております。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 私はその問題については、放送倫理第三者機関があるんですよ。そこに、異議の苦情の申し立てをしますと言ってるんですよ。だから、あなたのおっしゃることは、全然的外れなことばかりおっしゃる。

以上です。

○座長（河本芳久君） ほかにお二人の意見について何かございましたら。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この件について私も思ったんですけど、議長さんが未来を考える会の方のこういった内容が出てますよということを、事実確認等を、それから事実確認をした上で、こういうことになってるがって全協でも開いて、議員全員に話して、それからやるべきではなかったかと思います。議長さんの手順と言ったら大変失礼ですけど、順番が飛び越えてしまったのではないかと思いますので、そこで議長さんの出された時の要望書でしたかね。こういうことがあって、こうなるがというのを議員に全員説明して、それからやるべきではなかったかと思います。

それで、まずその時に私が事実確認はどうだったかとか言った時に、他の議員から人の原稿を読んどるとか言われたのも、それも事実確認もなしで人の原稿を読むわけないのにそんなことを言われて、それにしてもおかしいので、やっぱり議長が違った時はそれは違うんじゃないかと言ってほしいです。

それからこれに関しては、今とちょっと話が飛んで申し訳ないですけど、議長の職務権限のことですけど、議会の最終日に議案に対して採決をする時に意見を言った時に、ある議員が私の意見に対して内容は言いませんが、一口で言えば誹謗中傷のようなことでした。それに対して弁明することもできませんでしたから言いたかったんですけど、その議案については1回しか発言できないので言えなかったんですが、そういった時が出た時は、議長の職権でそれは違うんじゃないかと言っていただけだと思います。そういうところで議長さんの職務を発揮していただきたいと思いますが、それと今の件と議長さんの職務権限、それを公平にしていきたいと思います。

○座長（河本芳久君） 岡山委員、何か補足することがありましたら。

○委員（岡山 隆君） 途中で止められたから。

○座長（河本芳久君） 第三者としての意見を。それでは、本日は大変条例改正に関わる提案も具体的に出ておりますので。それから議会運営に関する事項の中でも公平公正な議会運営、そして議員の意思を確認して議長の権限を行使してほしいと、こういうひとつのあるべき姿について、当然であるが再確認をしたと。こういうことを本委員会で審議したということをご報告してよろしゅうございますか。議会運営については、まだまだ項目的にいろいろ弁があるでしょうが、それを一々挙げてやるわけじゃなくて、条項としての今の改正についてひとつ、後は申し合わせ事項とかお互いの今後の運営について、議員が相互に確認をするという事項に含まれるかと思えます。

その他議会と執行部の関係、それから基本条例の見直すべき点、こういうものを具体的な事項から次回については審議したいと思うんですが、今この議会運営に関するものと、それから政治倫理条例に関わる92条の2、このことについて特別委員会で十分審議して議案として提出するよう要望すると、こういうことで取りまとめをしておきたいんですが、よろしゅうございますか。この取扱いについては、今もうボールが特別委員会に投げてありますので、再度こちらにもう一辺精査して提案してくれというなら、そういった会も開く必要があるかと思えますが、とりあえずもうこの問題について条例改正については、提案をこの原案として出していくということで御了解いただきたいと思えます。その他まだいろいろあると思えますが、本日大きな事項について審議しましたので、これで一応終わりたいと思えます。はい、どうぞ。

○議員（荒山光広君） 座長さんにはいろいろと御心痛かけますけども、午前中に行われました議会改革じゃなくて、定数の分科会の中でも少し出たんですけども。先週議会報告会3カ所で行いまして、その中で出た意見で定数に関わることなんですけれども、定数の多少よりも議員の資質向上を図るべきじゃないかという御意見、市民の方からの御意見がありました。その中でも委員会の中で分科会の中で、議会改革推進の分科会で、この辺のことは議論されてるのかという質問がちょっとありましたので、この辺の議員の資質の向上等についても、どういった切り口がいいのかわかりませんが、そういったモラルの問題とかその辺についても、ぜひ議論していただきたいということがありましたので、付け加えさせていただきたいと思えます。

○座長（河本芳久君） 今言われた議員の意識改革、これはこの委員会でも再三と出ております。その項目について次回まだございますので詰めていきたいと。要するに、次回には議員のモラル、意識改革、具体的にどういった形で申し合わせ事項に盛り込むのかと、こういうことになるかと思えます。その辺のところも次回に回したいと思えます。ほかに何か御意見ございましたら。

それでは、本日は大変熱心な御審議ありがとうございました。明後日の特別委員会には92条の2の条例の改正に関わる提案をしたいと。そして議会運営にあたっては、議長の権限についてひとつ公平公正な、しかも事前の議員の合意が出た上での行為をひとつ行ってほしいと。これが議会改革のひとつは大切な信頼関係の原則になる。そういったことを、議会改革の中で申し合わせ事項に盛り込んでほしい。その他、議会と執行部との関係、それから議員の資質向上、モラルについて、このような点を改善すると。これが次回の審議項目になるかと思っております。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、議会改革の分科会を閉じます。御苦労さんでした。

午後2時45分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月10日

議会改革推進特別委員長

荒山光広

議会改革推進特別委員会分科会座長

河本芳久